

総合評価方式ガイドラインの主な改正内容について

(R4年1月)

○改正内容

- (1) 技術提案に係る失格基準を導入

失格基準点をテーマごとに算出し、失格基準点以下のテーマがある場合は失格とする。

※失格基準点は、「評価基準：標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1テーマあたりの提案項目数を乗じて得た点数とする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{ヒアリングありの場合：} 0.5 \text{ 点 (標準)} \times 3 \text{ 項目} = 1.5 \text{ 点} \\ \text{ヒアリングなしの場合：} 1 \text{ 点 (標準)} \times 2 \text{ 項目} = 2 \text{ 点} \end{array} \right)$$

- (2) 令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が変更されたことに伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員「45.5人以上」から「43.5人以上」に変更となったため、関係する規定を整備

○適用

令和4年1月以降に発注するものから適用